

副本

平成22年(行コ)第20号 行政文書一部不開示決定処分取消等控訴事件

控訴人 崔 鳳泰ほか9名

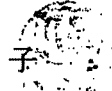





被控訴人 国

答 弁 書

平成22年5月12日

東京高等裁判所第17民事部口ハ係 御中

被控訴人指定代理人

福	光	洋	子	
益	子	浩	志	
島	田	順	二	
山	本	文	士	
安	部	憲	明	
舟	津	龍	一	
川	口	耕	一	
山	崎	智	章	
関	口		真	
北	郷	恭	子	
小	川		伸	
嶋	下		誠	

(送達場所)

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第2合同庁舎
東京法務局 訟務部 行政訟務部門 益子あて
(電 話 03-5213-1397)
(FAX 03-3515-7307)

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 訴訟費用は控訴人らの負担とする
との判決を求める。

第2 被控訴人の主張

1 はじめに

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審口頭弁論において被控訴人（被告）が主張したとおりであり、控訴人の請求を棄却した原判決は正当であるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

被控訴人は、以下において、控訴理由書に対して、必要な範囲で反論する。

なお、略称等は、原判決及び被控訴人（被告）準備書面の例による。

2 「本件文書13について」

控訴人らは、本件文書13（「竹島問題に関する文献資料」と題する文書137）について、「本件処分以降に公開された多数の文書の中に、外務省が作成した竹島問題を巡る日韓両国政府の交渉等についての事実経過が記録された時系列表が開示され、かつ、外務省が独自に収集した文献資料のタイトルが開示されている文書（文書910・甲第30号証）があることが発見された。」とし、

「本件文書13で不開示となった公刊物の数と、文書910で開示された公刊物の数とがほぼ一致」し、「被告（「被控訴人」の趣旨と解する。以下同じ。）が

当該全部不開示情報の一部である文献資料に関する情報（公刊物のタイトル・作者名等）を既に開示している点に鑑みれば、被告による『公刊物のタイトルすら開示することができない云々』という旨の主張は全くのデタラメであり、タイトル・作者名を不開示とする理由は全くない。」と主張する（控訴理由書第4の13(2)・76ページないし78ページ）。

しかしながら、本件文書13で不開示となった公刊物の数と、文書910で

開示された公刊物の数とがほぼ一致するとの原告の主張の根拠は、「文書910のなかでは、外務省が作成した文書以外の公刊物として30点の文献が開示されており、一方、被告の釈明によれば、文書13のなかでは、全部不開示となった文献資料は合計約90点であり、うち外務省が作成した内部資料は約6割を占めるとあるから、文書13で不開示となった公刊物の数と、文書910で開示された公刊物の数がほぼ一致することがわかる。」という程度のものであり、何ら客観的な根拠に基づくものではないのであって、単なる憶測による数字合わせにすぎない。

また、本件文書13の文献資料リストに記載された各公刊物の具体的内容と文書910（甲第30号証）に記載された各文献の具体的内容とは、必ずしも一致するものではなく、両文書は文献数、記述形式とも異なっている。

原審でも述べたとおり、本件文書13の文献資料リストに記載された各文献には、「竹島の領有権問題」を解決する方策の一環として、当時の外務省が、どのような諸問題が発生し得るか、それらの問題を解決するためにどのような方策等が考えられるかを検討するための資料として収集した文献資料が含まれている。

上記の「竹島の領有権問題」は、今なお解決していない日韓における重要な懸案事項であり、上記文献資料リストが開示されれば、日本政府の交渉方針及び上記問題を解決するための政策の立案・策定経緯が明らかになる蓋然性が高く、わが国の外交交渉上不利益を被る相当程度の可能性があることは明らかである。

以上から、本件文書13について、原判決が、「本件文献資料に記載されている情報については、一般的又は典型的にみて、韓国との交渉における我が国の利益の確保に関するものに当たることを推認することができる。」（46ページ）とし、また、「本件文書13が作成されてから相当程度の期間が経過していることを考慮したとしても、竹島問題の帰すうに関しては法的観点からは韓国

政府による占拠よりも前の事由が重要な意味を有すると考えられることに照らすと、外務大臣が、本件文献資料に記載された情報について、これが公にされることにより韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことをもって、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したということとはできない。」

(48ページ)と判示しているのは、もとより正当である。

以 上